

通院・入院時の医療費と食事代の 窓口負担額が減額されます

国民健康保険に加入している方へ

70歳未満の方が通院・入院する際、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、1カ月に1カ所の医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。

また、市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。なお、8月からは、70歳以上で医療費の負担割合が3割の方も、事前申請により交付されます。

※有効期限が平成30年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

後期高齢者医療に加入している方へ

市民税非課税世帯の方は、事前申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、1カ月に1カ所の医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も併せて減額されます。なお、8月からは、医療費の負担割合が3割の方も、事前申請により「限度額適用認定証」が交付されます。

※有効期限が平成30年7月31日の認定証をお持ちで8月以降も適用になる方は、7月中旬に新しい認定証をお送りします。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・個人番号カードまたは通知カード

▶問い合わせ 国民健康保険については保険年金課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)

国民健康保険に加入している 70歳以上の方へ

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日に更新となることから、新しい受給者証を7月中旬にお送りします。医療機関にかかる際は、保険証と高齢受給者証の2枚を提示してください。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により2割(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割)または3割となります。

このうち、負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合は、申請により負担割合が2割(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割)となりますので、7月31日(火)までに保険年金課へ申請してください。なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が2割となる場合

- 【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上】被保険者の平成29年中の収入合計額が520万円未満
- 【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人】被保険者本人の平成29年中の収入額が383万円未満
- 【同じ世帯に後期高齢者医療制度加入者がいる世帯の方】後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方と被保険者本人の平成29年中の収入合計額が520万円未満

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類
- ・個人番号カードまたは通知カード

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)

子ども医療費の支給対象年齢を 10月診療分から18歳までに拡大します

現在、15歳までとしている子ども医療費の支給対象年齢を10月診療分から18歳までに拡大します。

これにより、新たに支給対象となる子ども(満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)は、受給資格の登録が必要となります。

対象となる方には7月末までに子ども医療費受給資格登録申請書と口座振替依頼書を郵送しますので、申請してください。

▶申請が必要な子ども

平成12年4月2日から平成15年4月1日の間に生まれた子ども

▶申請に必要なもの

- ・子ども医療費受給資格登録申請書
- ・口座振替依頼書

つどいの広場の実施場所が 一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施日時・場所が変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶変更期間 7月19日(木)～9月3日(月)※8月11日(土)および8月13日(月)～16日(木)は休み

▶変更期間中に実施するつどいの広場

名称	所在地	開設日時	電話
はすのこ	児童センター	月～土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
みなみかわら	南河原老人福祉センター隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園(埼玉4595-1)	火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559-2433

※つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶その他 つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室開放、正午～午後2時は子育て相談(電話または面接※要予約)です。

▶問い合わせ 子ども未来課子ども未来担当(内線262)



児童扶養手当および特別児童扶養手当の 現況届・所得状況届の提出をお願いします

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を毎年提出する必要があります。提出通知を7月下旬に発送しますので、期間内に必ず提出してください。

▶受付期間

【児童扶養手当】8月1日(水)～31日(金)
【特別児童扶養手当】8月13日(月)～9月14日(金)

▶受付時間

【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分
【日曜日】午前8時30分～正午

▶受付場所 子ども未来課

▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)

ひとり親家庭等児童養育手当の 現況届の提出をお願いします

ひとり親家庭等児童養育手当を受給している方は、毎年現況届を提出する必要があります。提出通知を7月下旬に発送しますので、期間内に必ず提出してください。

▶受付日時 8月1日(水)～31日(金)

【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分
【日曜日】午前8時30分～正午

▶受付場所 子ども未来課

▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)

多子世帯の子育てを応援 3キュー子育てチケットを配布しています

県では、子育ての負担を軽減してもらおうと、3人以上の子どもがいる多子世帯向けにベビーシッターなどの子育てサービスや親子ふれあいイベントなどに利用できる「3キュー子育てチケット」を配布しています。今年度から市販のおむつ・ミルクの購入なども対象となりました。なお、チケットを受け取るには申請が必要です。申請方法などの詳細は、県ホームページをご覧ください。同事務局へお問い合わせください。

▶対象 平成30年4月1日以降に第3子以降の子どもが生まれた世帯
※平成29年4月～平成30年3月に生まれた世帯で未申請の場合は、3キュー子育てチケット事務局にお問い合わせください。

▶金額 3年間で5万円分(1年目および2年目は2万円分、3年目は1万円分)

▶利用方法 サービスを利用した際に、チケットまたは現金で支払う。
※現金で支払った場合は、換金の際に領収書(平成30年4月1日以降のもの)が必要です。

▶問い合わせ 3キュー子育てチケット事務局 ☎0120-39-3192

